独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	東邦亜鉛株式会社		コード	5707
提出日	2021/6/17	異動（予定）日	2021/6/29	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	武藤　雅俊	社外取締役	○										△					有
2	中川　有紀子	社外取締役	○													○	新任	有
3	大坂　周作	社外取締役	○										○				新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	平成23年3月まで、当社の取引先である、みずほコーポレート銀行(株)（現みずほ銀行(株)）に勤務しておりました。	同氏は、平成23年3月まで当社の取引先金融機関である、みずほコーポレート銀行(株)（現みずほ銀行(株)）に勤務しておりましたが、当社の同行からの借入金は突出しておらず、同行が保有する当社株式は1%以下であります。従いまして、一般株主との間に利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしました。
2		中川有紀子氏は、商学博士として国内外の教育機関で教鞭をとる等、学識者としての知見や見識を有しております。加えて、人的資源管理、組織開発及びグローバル人材の育成の専門家として長年のビジネス経験も有しております。また、同氏は企業経営の監督経験を豊富に有しており、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たしております。これらのことから、取締役会の機能強化と当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、社外取締役として選任いたしました。 また、同氏は、上記aからlのいずれにも該当せず、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。
5	当社は、大坂周作氏の所属する眞田法律事務所に対し法律相談等を随時依頼しておりますが、当該依頼の報酬は年間500千円未満の僅少なものです。	大坂周作氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有し、また、他の事業会社の監査役や大学の非常勤講師も務めるなど、幅広い見識を有しております。これらのことから、特に法務・コンプライアンスの観点から提言いただくことにより、当社の経営全般に対する適切な監督及び健全性確保に貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。 また、同氏は、上記jに該当しますが、左記の通り一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。

4．補足説明

※１ 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２ 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４ a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５ 独立役員の選任理由を記載してください。